

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第 30 条の 9 管理者は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 30 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

○火災予防規則

（林野火災に関する注意報及び林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令基準）

第 4 条の 2 条例第 30 条の 8 第 1 項の規定による林野火災に関する注意報は、次の各号のいずれかに該当する場合に発令する。ただし、当日に降雨又は降雪が見込まれる場合は、この限りでない。

- (1) 前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下であり、かつ、前 30 日間の合計降水量が 30 ミリメートル以下の場合
- (2) 前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下であり、かつ、乾燥注意報が発表されている場合

2 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報は、前項の発令基準に該当し、かつ、強風注意報が発表されている場合に発令する。ただし、当日に降雨又は降雪が見込まれる場合は、この限りでない。

（火の使用制限等の対象区域の指定）

第 4 条の 3 条例第 30 条の 8 第 3 項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条の規定により広島県知事が作成する地域森林計画及び同法第 7 条の 2 の規定により近畿中国森林管理局長が作成する国有林の地域別の森林計画（以下これらの計画を「森林計画」という。）の対象となる区域とする。

2 条例第 30 条の 9 の規定による火の使用の制限の対象となる区域は、前項に規定する森林計画の対象となる区域とする。

【解釈及び運用】

本条は、林野火災の予防上危険な気象状況になった際に発令をする、林野火災警報について定めたものである。

林野火災警報は、法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報であるため、法第 22 条第 4 項に基づき、条例第 30 条各号に定める火の使用の制限の適用を受けるものである。

なお、林野火災警報の運用等については、規則第 4 条の 2 第 2 項及び第 4 条の 3 第 2 項規定するもののほか、「火災に関する警報等に係る事務処理要綱」（2026 年（令和 8 年）2 月 27 日制定）によること。

1 発令条件については、規則第 4 条の 2 第 2 項によること。

2 林野火災警報の発令区域のうち、火の使用の制限の対象となる区域を福山地区消防組合管理者が指定できると規定したものである。これは林野火災警報が林野火災発生の防止を目的としており、実際に林野火災の予防上危険な気象状況になった場合に発令するものであるため、発令区域内のうち林野火災の発生の危険性を勘案して、火

の使用の制限の対象となる区域を指定するものである。

なお、火の使用の制限は、条例第 30 条各号に定めるものである。条例第 30 条各号に定める火の使用の制限については、条例第 30 条の【解釈及び運用】によること。

- 3 火の使用の制限の対象となる区域については、規則第 4 条の 3 第 2 項により指定している。